

宮城県公報

行 城 宮
城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

○宮城県議会定例会の招集	（財政課）	一
○認証食品の認証	（食産業振興課）	一
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（森林整備課）	一
○海岸保全区域の変更	（水産業基盤整備課）	二
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	（同）	二
○道路の区域変更	（道路課）	二
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（警察本部会計課）	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件）	（同）	三
選挙管理委員会		
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		六
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		七
公安委員会		
○宮城県公安委員会運営規則の一部を改正する規則		七
○宮城県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則		八
○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施		九
収用委員会		
○多田川古川米袋一号事件公示送達		九
○国道四十五号気仙沼大峠山事件裁決手続開始決定		九
○国道四十五号気仙沼大峠山事件公示送達		一〇

正 誤

○宮城県公報号外第三号（平成二十九年六月一日付け）中

告 示

○宮城県告示第五百五十二号

平成二十九年六月十六日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

平成二十九年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百五十三号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十九年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名 又は 名称	製造業者の名称 又は 屋 号	製造所等の所在地
二一五 一〇二	あられ類	みやぎのあられ株式 会社	みやぎのあられ株式 会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島吹田五 十一番地

二 認証年月日

平成二十九年五月三十一日

○宮城県告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 大崎市鹿島台広長字八万一八から二二まで、二六から二八まで、三一、三八から四一まで、五〇、鹿島台深谷字鴻ノ巣山二五、二六、字谷地合山一の一、一の三、二の一、二の二、三の一から三の三まで、四の一から四の三まで、五の一から五の六まで、六の一、七の一、鹿島台木間塚字念佛山二、三、五の一

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百五十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十三年宮城県告示第四百五十五号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成二十九年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		地区 海岸名	指 定 区 域
沿岸名	漁港名		
三陸南沿 岸	川原漁港 海岸	千岩田地 区海岸	次に掲げるイ点からチ点までを順次結んだ直線及びイ点とチ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 気仙沼市若月千岩田二〇〇番地に設置した標柱の基点A点から一〇九度一メートルの地点 イ点から一八七度九二メートルの地点 ロ点から一七三度九八メートルの地点 ハ点から一七三度九二メートルの地点 ニ点から二七五度六〇メートルの地点 ホ点から二七五度六〇メートルの地点 ヘ点から一〇九度一メートルの地点 ト点から一〇九度一メートルの地点

○宮城県告示第五百五十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十九年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		地区 海岸名	指 定 区 域
沿岸名	漁港名		
三陸南沿 岸	川原漁港 海岸	千岩田地 区海岸	平成二十九年六月九日宮城県告示第五百五十五号により海岸保全区域として指定した気仙沼市若月千岩田地内の川原漁港海岸保全区域のうち川原漁港区域に接する区域

○宮城県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
後	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市雄勝町水浜字小浜七六番三地先から 同市雄勝町雄勝字唐桑六二番二地先まで		三三・七 九六・〇	二二・九 一三九・二

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 デジタルステレオカメラシステム等賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 平成二十九年五月二十九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日通商事株式会社仙台支店 仙台市宮城野区苦竹三丁目一番一号
- 五 落札金額 七千六十万六千八十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年四月十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 追記端末装置等賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十九年十月一日から平成三十四年九月三十日まで
 - 4 履行場所 仙台市泉区市名坂字高倉六十五番地
宮城県運転免許センター内ほか六か所
 - 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 過去二年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で

入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一一三三三五）へ平成二十九年六月二十七日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二一七七一、内線二二三二）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十九年六月二十七日（火）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年七月七日（金）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間ににおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十九年七月十九日（水）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年七月二十日（木）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。
3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of a device for printing additional information on a driver's license - 1 set

2 Duration of Contract : October 1, 2017 to September 30, 2022

3 Location : Miyagi Prefectural Driver's License Center (65, Takakura, Ichinazaka, Izumi Ward, Sendai) and other six places

4 Bid Deadline : July 19, 2017, 5 : 00 pm.

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十九年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 ファイリング県間通信装置賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十九年十月一日から平成三十四年九月三十日まで
- 4 履行場所 仙台市泉区市名坂字高倉六十五番地
宮城県運転免許センター内

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であることを要すること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなければならず、また、同法第三十三条第一項の再生手続開始の申立てをなされた者又は申立てをなされなかった者ともみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなければならず、また、申立てをなされた者ともみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中のでないこと。
- 7 過去二年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。
- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十九年六月二十七日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二―一七二七一、内線二三三三）
- 2 入札説明書等の交付期限
平成二十九年六月二十七日（火）午後五時まで
- 3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年七月七日(金)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間にあって、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十九年七月十九日(水)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年七月二十日(木) 午後一時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができる者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required: Lease of a device for transferring data files among prefectures - 1 set

2 Duration of Contract: October 1, 2017 to September 30, 2022

3 Location: Miyagi Prefectural Driver's License Center (65, Takakura, Ichmazaka, Izumi Ward, Sendai)

4 Bid Deadline: July 19, 2017, 5: 00 pm.

5 Contact: Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十一号

平成二十九年六月一日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年六月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数 三八、九五五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四三、四六六

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八一、六三五	岩沼選挙区	一一、一七八
宮城野選挙区	五二、五三四	登米選挙区	一一、二四〇
若林選挙区	三七、五四四	栗原選挙区	二〇、三〇七
太白選挙区	六三、二〇九	東松島選挙区	一一、二二二
泉選挙区	六〇、〇七〇	大崎選挙区	三七、二九〇
石巻・牡鹿選挙区	四三、八六五	柴田選挙区	一一、二一一
塩釜選挙区	一五、八二八	亘理選挙区	一三、二五〇
気仙沼・本吉選挙区	二二、九四五	宮城選挙区	一四、一七七
白石・刈田選挙区	一四、〇七六	富谷・黒川選挙区	一五、四三二
名取選挙区	二一、〇六一	加美選挙区	八、八九〇
角田・伊具選挙区	一一、六六五	遠田選挙区	一一、九五七
多賀城・七ヶ浜選挙区	一一、六七四		

○高選管告示第七十二号

平成二十九年六月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八條第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十九年六月九日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫
三四三、四六六

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第5号

宮城県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年6月9日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

宮城県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会運営規則（平成元年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(会議事項の通知)

第5条 委員長は、定例会議開催日の前日までに、会議に付すべき事項を他の委員及び本部長に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

第6条 (略)

(会議の定足数)

第7条 会議は、委員（委員長を含む。以下本条において同じ。）3人以上が出席しなければ開くことができる。ただし、委員の欠員、病氣、海外出張その他やむを得ない特別の事情があるときは、委員2人の出席で開くことができる。

第8条・第9条 (略)

(本部長等の出席)

第10条 本部長は、会議に出席するものとする。

2 (略)

(緊急の事態における権限行使)

第11条 委員長は、緊急の必要がある場合において、臨時会議を招集することができる。ただし、第6条第1項の規定にかかわらず、会議以外の方法で他の委員の意見を求め、過半数の意見をもって、委員会の権限を行うことができる。

第12条 (略)

(補則)

第13条 この規則に定めるものの外、委員会の会議の運営については、委員長がこれ

(会議事項の通知)

第5条 委員長は、定例会議開催日の前日までに、会議に付すべき事項を他の委員及び本部長に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第6条 (略)

(会議の定足数)

第7条 会議は、委員（委員長を含む。以下この条及び第11条において同じ。）3人以上が出席しなければ開催することができる。ただし、委員の欠員、病氣その他やむを得ない特別の事情があるときは、委員2人の出席で開催することができる。

第8条・第9条 (略)

(本部長等の出席)

第10条 本部長は、会議に出席するものとする。ただし、委員長が出席を免除した場合は、この限りでない。

2 (略)

(緊急の事態における権限行使)

第11条 委員は、緊急の事態が発生した場合において、第7条の規定による会議の開催ができないときは、第6条第1項の規定にかかわらず、委員会の権限を行うことができる。この場合において、委員会の権限を行った委員は、そのとった措置について、次の会議において報告しなければならない。

第12条 (略)

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の会議の運営については、委員長がこれ

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成29年6月14日）から施行する。

○宮城県公安委員会告示第78号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成29年6月9日

宮城県公安委員長 森山 博

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに普通自動車免許及び普通自動車二種免許に係る技能検定員資格又は教習指導員資格取得しようとする者で平成28年、29年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことにより資格審査の一部科目が免除となる者	平成29年7月12日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
新たに大型、中型自動車二種免許及び普通自動車二種免許に係る技能検定員資格又は教習指導員資格取得しようとする者で平成28年、29年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことにより資格審査の一部科目が免除となる者	平成29年10月31日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したことにより資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成29年6月9日（金）から平成29年6月23日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成29年6月9日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第23号

多田川古川米袋1号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

平成29年6月9日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 送達すべき書類

平成29年5月31日付け宮収号外通知文

平成29年5月29日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 送達を受けるべき者

住所・常居所不明 ただし、判明した最終の住所、神奈川県横浜市神奈川区神之木台18番地
氏名 忠夫

○宮城県収用委員会告示第24号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成29年6月9日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

国土交通大臣 石井 啓一

2 事業の種類及び名称

一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・宮城県気仙沼市松崎高谷地内から同市唐桑町只越地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
所在 宮城県気仙沼市大峠山地区内

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測		
1番1	学校用地	学校用地	42,418	広大地のため実測せず	315.85	-
1番544	山林	山林	6,594	6,594.30	2,945.69	-
1番546	山林	山林	24,250	24,265.63	4,087.01	-
1番549	山林	山林	21,404	21,413.72	9,232.10	1.91
					11.13	5.63
					0.06	-
1番550	山林	山林	18,619	広大地のため実測せず	232.65	-
1番547	山林	山林	17,270	17,265.48	3,938.91	-
1番545	山林	山林	15,000	14,993.95	5,807.13	7.58
1番548	山林	山林	22,566	22,544.59	758.45	714.59
					3,165.22	-

4 土地所有者の氏名及び住所

(1) 学校用地部分 (宮城県気仙沼市大峠山1番1)

土地所有者不明

ただし、別冊1別表1の登記名義人(法定相続人)がいる場合、別紙のとおり)

又は

宮城県気仙沼市大峠山1番地1

学校法人東陵学園(ただし、登記簿上の名称 学校法人畠山学園)

(2) 山林部分 (宮城県気仙沼市大峠山1番544, 546, 549, 550, 547, 545及び548)

土地所有者不明

ただし、別冊1別表2から別表4の登記名義人(法定相続人)がいる場合、別紙のとおり)

又は

宮城県気仙沼市浪板272番地

鹿折共営林組合

(注) 別紙は、宮城県収用委員会事務局に備えて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則(平成元年4月1日宮城県規則第45号)に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 上記4の土地の登記名義人学校法人畠山学園の持分について

根抵当権

宮城県気仙沼市八日町二丁目4番10号

気仙沼信用金庫

(2) 上記4(1)の土地について

使用借権

土地所有者が登記名義人(法定相続人)がいる場合、別紙のとおり)である場合

宮城県気仙沼市大峠山1番地1 学校法人東陵学園

土地所有者が学校法人東陵学園である場合

なし

(3) 上記4(2)の土地について

使用借権

土地所有者が登記名義人(法定相続人)がいる場合、別紙のとおり)である場合

宮城県気仙沼市浪板272番地 鹿折共営林組合

土地所有者が鹿折共営林組合である場合

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成29年5月29日

○宮城県収用委員会告示第25号

国連45号気仙沼大峠山事件について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

平成29年6月9日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 通知すべき書類
平成29年4月28日付け宮収第2号 審理の開始についての通知書
- 2 通知を受けるべき者
別冊2のとおり(49名)

正 誤

○宮城県公報号外第三三三号(平成二十九年六月一日付け)中

ページ

一 段 行

七 前 平 正
から 成 二 九 年 度

平 誤
成 二 八 年 度